令 和 5 年

社会文教常任委員会会議録

令和 5 年12月13日

田上町議会

令和 5 年第 7 回定例会 社会文教常任委員会会議録

1 場 所 大会議室

3 出席委員

1番 吉原 亜紀子 君 10番 中野 和美君

2番 轡田 禎君 11番 今井幸代君

3番 渡邉菜穂美君 13番 池井 豊君

5番 森山晴理君

4 委員外出席議員

議長 藤田直一君

5 欠席委員

なし

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

町 佐 野 恒 雄 棚橋康夫 長 保健福祉課長 教育委員会長事務局長 副 町 長 鈴 木 和 弘 時 田 雅 之 教 育 長 首 藤 和 明 町民課参事 誠 堀内 町民課長会計管理者 本 間 秀 之 保健福祉課長補佐 渡 辺 絵美子

7 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 渡辺 明書 記 板屋越 麻衣子

8 傍聴人

三條新聞社 新潟日報社 議会議員 髙橋秀昌 議会議員 青野秀幸

9 本日の会議に付した事件

承認第 8号 専決処分(令和5年度田上町一般会計補正予算(第5号))の報告について中

第1表 歳出の内

10款 教育費

議案第42号 田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に

関する条例の一部改正について

- 議案第43号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第46号 田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定について
- 議案第47号 令和5年度田上町一般会計補正予算(第6号)議定について中 第1表 歳出の内
 - 2款 総務費(1項5目、2項、3項)
 - 3款 民生費
 - 4款 衛生費
 - 10款 教育費
- 議案第49号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について
- 議案第50号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)議定について
- 議案第51号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について 請願第 4号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助 成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願について

午前9時00分 開 会

社会文教常任委員長(中野和美君) それでは、時間になりましたので、社会文教常任 委員会を開催したいと思います。

日に日に冬が一歩ずつ近づいていく今日この頃で、体調を崩している方も出てくる可能性がありますので、皆さん健康管理第一でやっていきたいと思います。今日も活発な議論をよろしくお願いいたします。

それでは、町長から挨拶をお願いいたします。

町長(佐野恒雄君) それでは、改めましておはようございます。

昨日は、総務産経常任委員会で大谷翔平と町の予算ということでちょっと話を、 今日はその続きでございます。大谷フィーバーの、テレビのチャンネルを、スイッ チを入れますともう大谷翔平と政治資金パーティーの、この2つで持ち切りなので ありますけれども、いわゆる大谷翔平の1,015億円、本当にすごいなと思って昨日 話をしたわけですけれども、その一方で、実はこの3月に、同じ田上ということで 観光大使を務めていただいた田上大地選手が契約切れということでアルビレックス 新潟を退団ということにご承知のようになったわけであります。退団ということで、 日曜日にフードドライブの前に、10時から商工会館で田上大地選手とお別れ会をさ せていただいたのでありますけれども、観光大使になっていただいてまだ1年もた たないうちに契約切れで退団ということなので、本当に残念だなと思っております。 大谷フィーバーの片や一方では、大地選手も千葉のほうに戻られるということなの ですが、新しい、どちらに今度入られるか、所属されるかというのはまだ決まって おらないということでした。しかしながら、この田上の観光大使としてこれからも 続けていきたいというふうに大地選手もおっしゃっていただきましたし、大変あり がたいことだなと、こう思っております。いっときも早く新しいチームに入団が決 まって、そしてたまには田上とまた交流を持っていただければ本当にありがたいか なと、こう思っております。三條新聞社の記事にも今日載っておりましたので、ご 承知かと思うのですが、その後フードドライブで本当に大勢の方、120人ほどとい うふうに書いてありましたが、私はもっとおられたのではないかなというふうに思 っておるのですけれども、本当に大勢の方々が田上選手にこれまでの感謝の気持ち、 また今後頑張ってくださいという気持ちの下に、食品とかいろんなものをお持ちに

なられて並んでおられました。約30分間の時間でしたけれども、日頃月に2回、森山議員がそれこそ毎回あそこのインフォメーションセンターでフードドライブの取り組みをやっておられるのですけれども、もう本当に、30分の間でしたけれども、ふだんのそれこそ数倍、数十倍ものフード、食品関係があったと。田上大地選手の熱烈なファン、サポーターの方は本当に大勢いらっしゃったのだなということを改めて実感した次第です。先ほど申し上げましたが、早く新しい所属チームが決まって、観光大使としてまたおいでをいただければ本当にありがたいなと、こう思っております。そんなことをちょっと感じましたので、お話をさせていただきました。

今日は社会文教常任委員会ということで、承認が1件、それから議案が7件、慎重にひとつご協議いただいて、承認またはご決定をいただけますようよろしくお願い申し上げまして挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長(中野和美君) 町長、ありがとうございました。

本日、髙橋議員、青野議員、新潟日報社、三條新聞社より傍聴の申出がございますので、許可をしております。

本委員会に付託されました案件は、社会文教常任委員会付託議案のとおりとなっております。

これより議事に入ります。承認第8号、専決処分を議題といたします。 執行の説明を求めます。

教育委員会事務局長(時田雅之君) 改めまして、おはようございます。

それでは、承認第8号 専決処分(令和5年度田上町一般会計補正予算(第5号)) の説明のほうをさせていただきます。

議案書のほう、4ページのほうを御覧ください。承認第8号、専決処分の報告についてということで、さきの令和5年10月17日の全員協議会の席でご説明させていただきましたけれども、その専決処分の内容についてご説明をさせていただきます。

それでは、ページをおはぐりいただきまして、6ページをお願いいたします。令和5年度田上町一般会計補正予算(第5号)、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,920万円を追加しまして、歳入歳出それぞれ51億5,667万9,000円といたすものでございます。

それでは、専決のうち歳出、10款の説明をさせていただきたいと思います。議案書12ページをおはぐりください。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費300万円の増額をお願いするものでございます。

説明欄のほうをお願いいたします。田上小学校その他事業ということで、同額事

業費の修繕料を増額したものでございますが、内容につきましては田上小学校の給食棟の雨漏り修繕ということで、修繕費に要する金額のほうを増額させていただきました。おかげさまで契約のほう無事終了しておりまして、10月26日に契約をさせていただきました。契約金額は、299万2,000円となってございます。作業のほうも順調に進んでおりまして、ほぼ終了してございます。あさって一応現場検査する予定になっておりまして、どうにかこの年内のうちに修繕のほうを終わらすことができましたので、ご報告をさせていただきます。

説明は以上になります。

社会文教常任委員長(中野和美君) ありがとうございました。

説明が終わりました。ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。 ご質疑のある方、ご発言をお願いします。

それでは、ないようですので、承認第8号に対する質疑は終了します。

次に、議案第42号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

保健福祉課長(棚橋康夫君) おはようございます。保健福祉課の棚橋です。よろしく お願いいたします。

それでは、議案第42号ということで、議案書29ページのほうをお願いいたします。 あわせて、本日お配りしました常任委員会資料、保健福祉課資料ナンバー1のほう もお手元のほうにご準備いただければと思います。議案第42号 田上町番号法に基 づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでご ざいます。本日お配りの資料ナンバー1のほうに基づいて説明をさせていただきた いと思います。

まずはじめに、条例の一部改正が今回必要な理由について、この表面のほうで説明をさせていただきます。町で実施しております3つの医療費助成、子どもの医療費、ひとり親家庭等の医療費、妊産婦の医療費、この制度におきまして、現在受給者証を発行して助成を行っているのですが、受給者証というのは医療機関にかかる際、その受給者証を提示することによって助成を受けられるもので、通院ですと530円までの自己負担、入院ですと1,200円までの自己負担でいいという、そういったものになりますけれども、その受給者証を発行する際に健康保険証の原本、実物を確認しまして受給者証を発行しているのですけれども、今後仮に保険証が廃止された場合にその確認ができなくなるということから、そのままでは助成を受けられない方が出る可能性があるということで、今回マイナンバーを利用した健康保険の

資格確認をできるようにしたいというものでございます。

下のほうに行きまして、ではなぜマイナンバーを利用して確認することが必要な のかという部分ですが、令和5年6月9日に公布されました行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により まして、健康保険証を廃止してマイナンバーカードと一体化されるということにな りました。施行期日は公布の日から1年6か月以内の政令で定める日ということで、 それが令和6年の12月までということで、令和6年の12月には保険証が廃止されま すので、それまでにマイナンバーを利用した保険証の資格確認をできるようにする というような必要が生じました。マイナンバーの利用のために必要な手続としまし ては、自治体におきまして番号法、番号法というのは、国においてマイナンバーを 利用して確認できる業務というのが規定されておるのですが、いわゆる社会保障、 税、災害対策の3分野について、国のほうでその業務はマイナンバーを利用できる ということで番号法に規定されているのですけれども、それ以外の個別の業務にお きましてマイナンバーを利用したい場合、いわゆる独自利用なんていうふうに呼び ますけれども、そういった場合はその各自治体ごとに国の個人情報保護委員会へ届 出をして、その届出から許可をいただくのですけれども、その期間が大体10か月ぐ らい、結構かかるのですけれども、10か月程度の期間が必要となります。申請、届 出を上げる前に、その前にはその市町村の条例のほうへの規定が必要になりまして、 田上町でいいますと田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例ということで、今回一部改正を提案させていただいておりますそちら の条例のほうに規定をしまして、議決を受け、公布したその後に国のほうへ申請が 必要になりますので、その期間を逆算しますと12月議会でこちらのほうをお願いし たいということで今回提案させていただくものとなります。

では、ちょっと裏のほうをはぐっていただきまして、議案書でいいますと今度30ページからになりますけれども、具体的に今回、ではどこの部分を改正させていただくかというものになりますが、まず議案書の30ページのほうに、別表第1の1のほうに記載がありまして、資料ナンバー1のほうの上半分の表のほうで説明をしておるのですが、別表第1ということで、医療費助成においてマイナンバーを利用するのかということをうたっておりますが、資料ナンバー1でいいますと、旧ということで、今現在、ひとり親家庭等の医療費については、その保険証の資格確認ではないのですけれども、別の税情報とかを確認するために、こちらは町の条例のほうに既にうたっております。まず、どの業務という部分については、ひとり親以外に今

回3つを追加させていただきたいというものになります。新のところに網かけしてありますが、子どもの医療費の助成、それから妊産婦の医療費助成、それから重度心身障害者の医療費助成ということで、この3つの業務について今回まず別表1のほうで追加をさせていただくものです。

続きまして、下の別表2については、議案書でいいますと31ページ、32ページの ほうになりますけれども、資料ナンバー1でいいますと、別表2のほうはその事務 においてマイナンバー利用により、業務におけるどの情報についてマイナンバーを 取得するかというものをうたうものになりまして、議案書の新旧対照表が32ページ の次に資料ナンバー18ということでついていますので、ちょっとそちらを御覧いた だきたいと思います。資料ナンバー18の下段のほうになりますけれども、別表第2 ということで、最初のところに、ひとり親のところから始まるのですけれども、ひ とり親家庭等についての右の旧を見ていただきますと、事務というところで「ひと り親家庭等の」とありまして、その一番右の列のところに特定個人情報という欄が あると思うのですけれども、その他ずらずらっと書いてあるのですが、その括弧の 中に「以下」ということで、ここが一番分かりやすいので、「地方税関係情報」と いうことで、税の情報を今ひとり親家庭はマイナンバーを利用して確認できるとい うことで条例にうたって、個人情報保護委員会に届出をして許可をもらっています ので、ひとり親家庭の医療費助成についての税の情報は今使うことができています。 同じように、次の資料ナンバー19に行きますと、括弧の中に「住民票関係情報」、 それからその下の四角の中に今度「医療保険給付関係情報」ということで、その方 の住民票の情報ですとか、あと医療の給付に係る情報というのも今マイナンバーを 連携して実際使うことができています。今回は、そこに追加するということで、左 側の新の表でいいますと、19の下のところに下線が引いてある部分になりますけれ ども、ひとり親家庭の関係でいいますと、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保 に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報」ということで、いわゆる保 険証の資格確認をここで今回うたわせていただくというものになります。あわせて、 同じように、子どもの医療費については子どもの医療費自体初めて今回別表1でう たわせていただいて、その何を使うか、どの情報を使うかという部分は、ひとり親 と同じように医療保険資格の関係を確認できるようにするというものと、あとペー ジはぐっていただきまして、資料ナンバー20のところに、先ちょっと下のほうを説 明させていただきますと、妊産婦の医療費助成についても医療保険資格の確認をこ こでできるようにうたわせていただくものです。それをまとめたものが資料ナンバ -1のほうになりまして、網かけのところにそれぞれ医療保険資格ということで、 ひとり親、子ども医療、妊産婦についてはその部分を書かせていただいています。

今回ここに、今回の案件とちょっと別の理由によるのですけれども、重度心身障害者医療費助成については、その保険資格の確認、今回お願いしている部分とまた別の部分で、重度心身障害者のほうは国のほうで別表5で、この部分についても資格確認してもいいですよというふうにうたわれていないので、今回ちょっとここでうたえないのですが、別の税情報ですとか住民票の関係、それから保険給付の関係をマイナンバーを使って照会できるために今回併せてこの部分を改正をお願いしたいというもので、理由はちょっと別なのですけれども、そういったことでこの4つの事務について今回条例の一部改正ということでお願いしたいものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

すみません。ちょっと分かりにくかったかもしれませんが、説明は以上になります。

社会文教常任委員長(中野和美君) ありがとうございます。

説明が終わりました。ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。 ご質疑のある方、ご発言お願いいたします。

11番(今井幸代君) 資料ありがとうございました。流れは理解できました。報道のと おり、来秋には保険証が廃止されるということで進んでいくのだと思うのですけれ ども、そういった中で情報のひもづけが正しく行われるのかというところが一番地 域の方々の不安材料なのだろうというふうに思っています。様々な、全国の中でそ ういったひもづけの誤り等が出ているというような報道もあったことも影響して、 そういった不安感が地域の方はお持ちですので、ではまず町として町民の皆さんの ひもづけの間違いというものを何か発見、見つけられるようなすべがあるのかとい うことと。基本的には町民の皆さんそれぞれがマイナポータルのほうから健康保険 証情報の確認とか、そういった情報で、個人それぞれがアクセスしていただければ 確認はできるわけですけれども、そういったことを分からない方のほうが圧倒的に 多いわけです。なので、2番目の質疑として、地域の方々にそういった情報の誤り がないか皆さん自身でも確認をしていただくような啓発であったりとか、それこそ なかなかそちらにアクセスできない、方法がよく分からないという高齢者の方等も 多いと思うので、そういった方に対する町としての何かしらのサポートとか配慮と か、そういったものが今後予定されるのかどうかとか、その辺り少し考えがあれば お聞かせいただきたいと思うのですけれども。多分町民課になるのかなと思うので

すけれども。

町民課長(本間秀之君) まず、最初のひもづけの関係の確認方法ですけれども、私ども町民課のほうにおきましては、基本的にマイナンバーに関しましては住民基本台帳を基にひもづけされておりますので、町で管理している情報の部分でのひもづけのエラーというのは基本的には発生しないということになります。住民基本台帳を基にして、そのデータからひもづけられるというものに関しては、基本的にはマイナンバーのひもづけエラーというのは発生していないということが現状までの間、例えば国民健康保険でありますとか、後期高齢の医療保険の情報であるとかというのに関しては発生しないということに一応はなっています。

2点目の部分、啓発なのですけれども。ご自身でマイナポータル等によって確認していただけるというのは、それが一番いい話になるのですけれども、ちょっとなかなかそういうのが難しいという方、町のほうでマイナポータル等の操作関係の説明とかであればまたサポートもさせていただくことは可能なのですけれども、実際今度マイナポータルに入ろうとするときには、ご自身にマイナンバーカードを取得したときのパスワード、それを覚えているかどうかという部分がネックになってくる部分もございますので、その辺はまたケース・バイ・ケースで対応させていただくような形になるかと思います。

11番(今井幸代君) 今のお話ですと、基本的に町のほうのひもづけにはエラーがないのだという前提なのだということなのですけれども、保険証のひもづけ、町だけではなくて各保険協会のほうもひもづけをしていくわけだと思うのです。そうなってくると、町だけでひもづけを全てしていくわけではないわけです。そうなってくると、個人の皆さんたちでその自分の情報が間違っていないのか、それこそ法の中だと口座のひもづけが間違っていたとか、親子間で間違いがあったとか、そんなような報道もあったりもしますから、まずは地域の皆さんそれぞれで、間違いがない前提でやっているけれども、やっぱりヒューマンエラーはあるというふうにも思いますので、そういった中で地域の皆さんに町のほうからも自分で確認をする方法の啓発と、あとはなかなか自分でできない方に向けての窓口的な相談窓口ではないですけれども、そういった部分のサポートは町民課のほうで対応していっていますよというようなことも併せて、条例改正を進めていく中で住民の不安払拭という要素で考えると大事かなと思いますので、その点は町のほうでしっかりと対応をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- 町民課長(本間秀之君) その点に関しましては検討してまいりたいと思います。
- 1番(吉原亜紀子君) マイナンバーカード登録するときに、たしか保険証をひもづけますか、ひもづけませんかみたいな選択ができたかと思うのです。田上町、特に助成対象者の方というのは全員マイナンバーカードと保険証がひもづいているのか。要はまだ申請していない人たちも何%かいるのか。その辺りというのを把握というのはしていらっしゃるのでしょうか。
- 保健福祉課長(棚橋康夫君) 助成対象者の方の中にもマイナンバーとひもづけている 方とひもづけていない方、マイナンバーを持っていない方もいらっしゃるかと思い ますけれども、それがどの程度の割合かというのはこちらでは把握はしておりませ ん。
- 1番(吉原亜紀子君) そうしますと、今後スケジュールを組んで特にそういう人たち の方に周知もお願いする流れにというのを考えていらっしゃるって思ってよろしい のでしょうか。
- 保健福祉課長(棚橋康夫君) 今おっしゃったのは、健康保険証が廃止されることによってマイナンバーがないと今度確認できなくなるとか、そういったのを皆さんのほうに周知するかということかと思うのですけれども。今決まっているのは保険証が廃止されるということだけで、その後実際に医療費助成とか健康保険証をどういうふうにするかという取扱いというのは、国のほうからもどうなるというのも詳しいのは出ていない部分ですので、今後の具体的にどういうふうになっていくかはちょっとまだ今のところは分からないのですけれども、実際来年の秋にそういった保険証が廃止されましたらまたそういう不都合がないように周知等はしていただければとは思っていますが、具体的にどういう方法になるか、どういう方法をしなければいけないかというのはちょっと今時点では分からないところですので、よろしくお願いします。

あともう一点、すみません。マイナンバーを持っていない方については、現時点では各医療保険者のほうから資格者証というのを発行する、要するに保険証の代わりに番号とか何々保険という紙を発行するということになっていますので、現時点で全員がマイナンバーを取得しなければすぐ使えなくなるということではないです。

以上です。

1番(吉原亜紀子君) 少なくとも今マイナンバーカードを持っている人ってそこまで 抵抗感ない人たちだと思うのです。マイナンバーカードを持っている人たちで保険

- 証、特に助成が必要になりそうな人たちとのひもづけができていない人数というの を把握されていますか。
- 保健福祉課長(棚橋康夫君) すみません。していないではなくて、できないので分からないです、こちらでは。
- 1番(吉原亜紀子君) そうしましたら、国の動向もいろいろあると思いますので、ちょっとその辺り慎重にやっていただければと思います。
- 11番(今井幸代君) 1点だけ確認したいのですけれども、このひもづけがなされることによって、今資格証なんかを町のほうで発行しているかと思うのですけれども、そういったものがもう不要になるというか、例えばそのマイナンバーカードも保険証として使えます。そこにもう情報がひもづいているので、その資格証、受給者証等の発行というか、持っていかなくとも、不要になっていくというような考え方でいいのでしょうか。
- 保健福祉課長(棚橋康夫君) 受給者証については、今の段階ではやっぱり発行が必要になるというふうに思います。将来ちょっと分からないのですけれども、今時点では受給者証の発行が必要になりますので、お願いいたします。
- 11番(今井幸代君) では、仮に医療費助成関係の情報がマイナンバーのほうにひもづいたとしても、受給者証も持って受診をしなければ助成が受けれないということ。だから、保険証をマイナンバーカードにひもづけていて、マイナンバーカードが保険証の代わりとして使えるわけですよね。そこに医療費助成の情報はもうひもづけがされているのだけれども、受給者証を持参しないと医療費助成の確認はできないということになるのですか。
- 保健福祉課長(棚橋康夫君) 今時点ではそうです。要するに今も健康保険証と受給者 証を併せてお医者さんに出すことによって、ああ、530円でいい人だなという確認 をしていますので、今時点ではそのマイナンバーの中に受給者証情報までを一緒に ひもづけてというところの話はないですので。
- 11番(今井幸代君) ちょっと理解がまだ飲み込めていないかもしれないのですけれど も。要はこの条例改正をして国のほうの個人情報保護委員会への許可が出た後もそ のような運用になるということを聞いているのですけれども、そういうことになる のでしょうか。
- 保健福祉課長(棚橋康夫君) 今回条例改正するのは、紙自体、紙というか、保険証自体がなくなるので、その情報を町が確認できなくなります。要するに社会保険なのか、国民健康保険なのかが分からなくなるので。通常は受給者証に何々の保険者と

いう受給者証を出します。そうしないと、お医者さんのほうは請求をどこに出していいか分からないので。要するに保険証がなくなっても確認する方法として、マイナンバーを利用して町はどういう保険者かを分かる。それによって、例えば国民健康保険の人ですという受給者証を発行してお医者さんでかかれるようになるので。そこまでです。

以上です。

社会文教常任委員長(中野和美君) では、私のほうから1つ質疑させてください。

今回この条例を改正するわけなのですが、一番最後の重度心身障害者の医療助成のところ、ここだけが医療保険給付関係情報以外の2項目の情報が入っております。 先ほど課長も理由は別なのですがというふうにおっしゃったのですが、どうしてこの2つの情報が必要であるのか、ちょっと説明いただけますか。

- 保健福祉課長(棚橋康夫君) この資料ナンバー1の2ページの一番下のところにある 重度心身障害者医療費助成についてのお話ですけれども、この医療費助成だけは所 得確認をするための今回条例改正をするもので、今ほどずっと説明してきた保険証 確認をするものと別のものとして、その医療費助成の際に所得制限があったりする 関係で所得等の情報をちょっと確認する必要があるものがありまして、この重度心 身障害者医療費助成は所得を確認する必要があるのですけれども、それをマイナン バーを利用して確認できるようにするために今回上げさせていただいているものに なりますので、そういったことで今回上げさせていただきました。
- 13番(池井 豊君) マイナンバーを語り始めるともうまた支離滅裂になってしまうと思うので、町民課長、要請なのだけれども、どこかの全員協議会でこれからマイナンバーカードの田上町民に対する普及率、それからマイナンバーカードが利用できるサービス等々を随時分かりやすいように全協等々で示していくようにしてください。マイナンバーカードにはまだまだいろんな疑問の余地があって、マイナンバーカードというか、保険証もそうなのですけれども、例えば保険証の裏に臓器提供カードみたいのがありますよね、意思表示。そういうものは今度どこで意思表示すればいいのだとか、様々な疑問点とかいっぱいあると思うのです。そういうところを常に解決できるような形で情報提供をこれからもしていってもらいたいということを要請したいと思います。

それにプラスして、実は今日の午前3時55分付でマイナポイント第2弾という、 あれは詐欺メールですよね。そういうものもまだ来ています。マイナポイント第2 弾なんてないよね。

(何事か声あり)

- 13番(池井 豊君) いや、何度も来ているのだ、私のところに。そういうのがまた町 民のところにも行っていると思うので、そういう啓発活動もしっかりしながら、そ ういう詐欺に遭わないようにというような形もしながら、このマイナンバーカード の普及をしっかり図っていってもらいたいということを要請しておきます。質疑で はないので、答弁は要りません。
- 社会文教常任委員長(中野和美君) ほかにありませんか。

ないようですので、議案第42号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第43号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長(本間秀之君) 改めまして、おはようございます。

それでは、議案書33ページをお開きいただきたいと思います。議案第43号 田上町国民健康保険税条例の一部改正であります。町長の提案理由にもありましたように、今回、子育て世帯の負担を軽減し、次世代育成の支援を行うため、出産する被保険者の国民健康保険税について、産前産後の期間、均等割及び所得割を軽減する制度が令和6年1月1日から開始されることから、今回、田上町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

はじめに、今回の改正の概要につきまして、本日お手元に配付の町民課資料ナンバー1に沿って説明をさせていただきたいと思いますので、ご用意願います。まず、施行日でございますけれども、冒頭申し上げましたけれども、令和6年1月1日でありまして、1月1日以降の課税に対して軽減を行うものであります。

次に、対象者であります。対象者につきましては、令和5年11月1日以降に妊娠85日以上の状態で分娩、こちら予定をされた方が対象となりまして、この中には死産、それから人工妊娠中絶を含む流産、早産の方も含まれるといったようなことになっております。また、軽減される期間につきましては、中段の図にありますとおり、単体の場合ですと出産月と前1か月、それから後2か月の4か月間、多胎の場合、双子以上ですけれども、の場合ですと前3か月となりまして、計6か月間の出産した被保険者の均等割及び所得割について軽減をするといったことになります。ただし、その下側のほうにありますけれども、令和5年11月から令和6年1月の間の出産につきましては、軽減の対象が施行日以降の課税期間となることから、11月出産であれば4か月のうち最後の1か月分のみが軽減対象ということになりまして、施行日より前の期間については対象外ということになります。図でいいますと、

網かけがされた部分が対象ということになりますので、よろしくお願いいたします。 なお、現在のところですけれども、該当者については11月に出産された方が1名

いらっしゃいまして、12月については今のところおりません。また、1月については、出産予定の情報といったものはないというのが現状でございます。

また、その下の米印の部分になりますけれども、軽減期間が年度をまたぐ場合についてはそれぞれの年度で対象月数分を軽減することとなりまして、4月から6月については、田上町は国民健康保険については本算定を7月に実施しておりますので、本算定実施後、対象月数分を軽減して請求することというふうになりますので、よろしくお願いいたします。

次に、届出の方法でありますけれども、出産予定日の6か月前から届出は可能となります。ただし、出産育児一時金制度等を利用される方に関しましては、医療機関で受領印される方につきましては、町で出産の事実を確認できますので、届出は不要となりますし、出産育児一時金は本人が受け取るといった場合につきましてもその申請のときに役場の窓口のほうに来ていただきますので、そのときに同時に手続をしていただくというようなことが可能になります。ですので、出産の手続後でありましても対象月数分の軽減額を再計算し、仮に納め過ぎとなっていた場合には還付で対応するといったようなことになりますので、よろしくお願いいたします。

次に、実際軽減される額でございますけれども、均等割については、資料の下のほうの表にありますように、それぞれ所得に応じた軽減区分ということで、軽減なし、7割軽減、5割軽減、2割軽減といった区分がございます。その軽減後の額から単体であれば12分の4、多胎であれば12分の6が軽減されることというふうになりまして、表の中では括弧のついていない数字が軽減される額、それから括弧内の数字が軽減後実際納めていただく税額ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。また、所得割に関しましては、所得額に応じて金額が異なりますので、具体的な金額というのは申し上げられませんけれども、単体であれば所得割額の12分の4、それから多胎であれば12分の6をそれぞれ軽減するものということになっておりますので、お願いいたします。

最後に、軽減に必要な財源につきましては、国2分の1、それから県4分の1、 それから市町村が4分の1を負担するといったような内容となっておりまして、以 上が今回の国保税条例の改正の主な内容となっております。

それでは、新旧対照表のほうで説明させていただきますので、議案書の資料ナンバー21を御覧いただきたいと思います。まず、13条の第3項になりますけれども、

こちらにつきましては、今ほど説明いたしました医療費分、それから支援分、介護分、それぞれの区分ごとに軽減をするに係ります所得割の計算方法、それから均等割の軽減金額について所得区分に応じた軽減区分ごと、先ほど申しました7割、5割、2割の軽減区分ですけれども、そちらに応じた区分ごとに単体、多胎について金額を規定する条文を加えるものでありまして、そちらが資料ナンバーの24まで続いておるといったことになっております。

それから次に、資料ナンバー24の13条の4第1項から3項までにつきましては、 こちら軽減を受けるために届出をする場合に必要な事項及び書類に関する規定と、 それから6か月前から届出ができる旨を規定するものでございます。

最後に、資料ナンバー25の第4項につきましては、被保険者から届出がなくても 町が出産の事実を確認できれば、職権で適用できる旨を規定することについてそれ ぞれ加える改正を行うものでございますので、よろしくお願いをいたします。

私からの説明は以上になります。

社会文教常任委員長(中野和美君) ありがとうございます。

説明が終わりました。ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。 ご質疑のある方、ご発言願います。

- 11番(今井幸代君) まず、今回の件で、影響額といいましょうか、そういったのがおおよそ年間どの程度になってくるかというと、そんなに大きい金額ではないのだろうなと思うのですけれども、出産件数、多分年間四、五件ぐらいだったのではないかななんていうふうに思うのですけれども、大体どの程度今回の条例改正によって、町の国保会計に与えるその影響額ってどの程度になるのかというのをお聞かせいただきたいのが1点と。あと対象者の中に人工妊娠中絶等も入るのですけれども、こういったケースの場合で、特段母子手帳の交付等も受けずに妊娠、例えば4か月以上で中絶をされたというようなケースの場合で、保険適用外になると思うのですけれども、そういった場合の対応といいましょうか、助成対象にはなる、軽減対象にはなると思うのですけれども、そういった場合の把握というか、その流れなんかはどのようになるのか、ちょっと教えてください。
- 町民課長(本間秀之君) まず、影響額につきましてですけれども、実際今国民健康保険に加入されている方で年間の出生数というのがおおよそ3件あればいいほうぐらいです。そうなりますと、正確に数字を出しているわけではないのですけれども、数万円程度で収まるかというふうに考えてはおります。

それから、今ほどの人工妊娠中絶等に関しましては、確かに今委員おっしゃると

おりで、そういう情報がないということもございます。ただ、医療機関からそういったもので何か証明っていいますか、そういったものを発行していただくことは可能かと思いますので、例えばそういう施術をしましたというもの、そういったので確認ができればそれは適用させていただくという部分でないかと思います。

- 11番(今井幸代君) では、基本的にその方が医療機関のほうで例えば国保保険者、被保険者だとしたら、そういった軽減制度があるから申請をされたほうがいいですよみたいな、そういう情報提供がないと多分恐らく分からないままにきっとなってしまうのだろうなというふうに思うので、その辺り医療機関のほうからの情報提供ではないですけれども、そういった部分もあったほうが親切なのかなと思いますので、その辺りちょっと医療機関のほうに要請をしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 町民課長(本間秀之君) 町からの広報に加えまして、そういった部分でも対応してい きたいというふうに考えてございます。
- 社会文教常任委員長(中野和美君) では、私のほうからお願いいたします。

今ほどの今井委員の関連なのですけれども、この中に流産というのも入っておりまして、流産、特に妊娠初期にはよくあることです。初期の流産は入らないでいいかというのと。もう一つ、これ月単位で今こちら資料には載っているのですが、予定日が例えば1月の最初の頃で、ちょっと早まって12月に生まれてしまったという場合は1月以降からの適用になるのかという。予定日なのか、予定日を換算してなら、やっぱり実際生まれた日で計算するということになると、そうするとたった二、三日のことで大きく違ってくる部分があるのですが、その辺はいかがでしょうか。

- 町民課長(本間秀之君) まず、流産の場合ですけれども、対象者ということで、妊娠85日、いわゆる4か月以上ということになりますので、それ以前であれば対象外ということになります。また、出産月が多少早まって前の月になったという場合に関しましても、それはあくまでも一応出産月が基本となるということになりますので、よろしくお願いいたします。
- 社会文教常任委員長(中野和美君) ほかにありませんか。

ないようですので、議案第43号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第46号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

教育委員会事務局長(時田雅之君) それでは、議案第46号になりますが、議案書40ページお開きください。議案第46号 田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定につ

いてということでございますが、さきの11月16日、全員協議会で説明を申し上げているところではございますけれども、令和5年度末、令和6年3月末で現在の羽生田野球場の指定管理者のほうが任期が切れることから、改めまして指定管理者の募集をしましたところ1者の応募がございました。その1者につきまして、10月13日1次審査、それから10月26日2次審査、プレゼンを経まして、協議をした結果、妥当であるという旨の評価をいただいたことから、今回ここに書いてあります環境をサポートする株式会社きらめきのほうから引き続き令和6年4月1日より5年間の指定管理をお願いするというものでございます。

簡単ですが、説明は以上になります。

社会文教常任委員長(中野和美君) 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発 言願います。

質疑はないようですので、議案第46号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第47号を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

町民課長(本間秀之君) それでは、議案書の52ページお願いいたします。歳出になりますが、2款総務費、1項総務管理費、5目の自治振興費でございます。既定額2,562万6,000円に対しまして、今回補正を8万円の増額をお願いするものでございます。

説明欄のほうをお願いいたします。内容といたしまして、自治振興費、7節の報償費で、区長割の区長報償につきまして世帯割分で7万1,000円の増額をお願いするものでございますし、18節の負担金補助及び交付金につきまして、こちら区長補助員の助成の世帯割について9,000円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、令和5年度の当初予算積算時に見込んだ世帯数につきまして、その時点で予備を10件含めまして4,232件という、世帯ということで見込んでおったわけでございますけれども、上半期の支払い時につきまして、9月なのですけれども、その時点で世帯数が4,258件ということで、当初見込んでいたときよりも26件ほど増えているといったような状況でございます。一応12月直近では4,240件ということで若干減ってはおるのですけれども、このままですと下期の支払い時に予算が不足することが見込まれますので、増額をお願いするものでございます。

続きまして、その下、2款総務費2項1目税務総務費になります。補正額196万 8,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄をお願いいたします。税務 総務事業196万8,000円の減額でございます。こちらにつきましては、給料、それから職員手当、共済費ということで、今回の人件費の改定に伴う増額と、さらに今年度、税務係の職員が1名、年度途中でありますが、退職したことによりまして減額となったということで、そちらのほうの補正をお願いするものでございます。

ページおはぐりいただきまして、53ページをお願いいたします。2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費になります。145万6,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄ですが、戸籍住民基本台帳費ということで145万6,000円の増額でございまして、2節の給料から4節の共済費までにつきましては、今年度、人件費の改定に伴います増額及び人事異動等に伴いまして住居手当等が減額になったということで、そちらのほうの増減整理ということになりますので、お願いいたします。

また、12節の委託料ですが、93万円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、住民基本台帳システムの改修作業業務委託料ということでございまして、こちら現在進められております戸籍、それから住民票等の氏名について振り仮名の付記が法制化される作業が行われております。その作業が進むに当たりまして、現在使用している住基システムについても振り仮名の付記、それからそれぞれのシステム間での連携等に伴う改修が必要となるための委託料ということで増額をお願いするものでございまして、こちらに関しましては国費で賄われるということでございますので、お願いいたします。

説明を代わります。

保健福祉課長(棚橋康夫君) 続きまして、3款民生費です。54ページの一番下のほうをお願いいたします。3款1項社会福祉費、1目社会福祉総務費です。615万円の増額をお願いするものです。

説明欄ですが、まず1節報酬につきましては、民生委員推薦会委員報酬ということで3万円をお願いするものです。民生委員の任期は通常3年なのですが、今年度末をもって1名ちょっと退職したいという方がいらっしゃいますので、新しい委員の方を選任する関係で、推薦会を開くための報酬ということで5,000円掛ける6名分ということでお願いするものです。

続きまして、2節給料から次のページ、3節、4節共済費までですが、こちら人 事院勧告及び県の人事委員会勧告によりまして増額をお願いする職員の給料等にな ります。

それから、8節旅費、費用弁償につきましては、民生委員推薦委員会の費用弁償 ということで7,000円をお願いするものです。 続きまして、27節国民健康保険特別会計繰出金につきましては、後ほど国保特会のほうでご説明をさせていただきます。

続きまして、ひし形ですが、灯油購入費助成事業536万1,000円の増額をお願いするものです。こちらにつきましては、昨年度もこの時期、年末から年頭にかけて行いましたが、非課税世帯に対しまして灯油購入費の助成ということで5,000円の助成を行うものです。こちらにつきましては、県のほうから昨年度に引き続き県が2分の1補助、上限がありますけれども、2分の1の補助をするということで、残り2分の1を町のほうで持ち出しをして助成を行いたいということです。

まず、1節につきましては事務補助員報酬ということで、封詰め、発送、それから受付対応等ということで8万7,000円をお願いするものです。

3 節時間外勤務手当につきましては、職員の時間外勤務手当ということで 6 万 4,000円をお願いするものです。

8節費用弁償につきましては、事務補助員の通勤手当の分となります。

10節消耗品費3万円につきましては、コピー用紙ですとか、通知書の用紙代となります。

それから、印刷製本費ということで、「きずな」のほうにその周知を行ってまいりますので、その「きずな」掲載分ということで1万円をお願いするものです。

11節通信運搬費につきましては、郵便料になりますが、お知らせ通知ですとか、あと申請書決定通知等を送るものを10万円ということでお願いするものです。

それから、手数料につきましては、口座への振込手数料ということで、110円掛ける990件ということで10万9,000円をお願いするものです。

それから、13節はコピー使用料ということで8,000円をお願いするものですし、次のページへ行っていただきまして、19節扶助費、こちらが本体の部分になりますが、灯油購入費助成ということで5,000円掛ける990世帯を今見込んで495万円ということで計上をさせていただいております。こちらにつきましても補正の議決後早急に、なるべく早く対応して、振込は1月を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2目老人福祉費です。56万4,000円の追加をお願いするものです。 説明欄ですが、老人福祉事業46万4,000円ということで、まず19節難聴者補聴器購入費助成25万円の追加をお願いするものです。こちら当初予算でも86万円ということで計上しておりましたが、4月から10月までに既に14名の方から申請をいただきまして、今後、年度末までに9名程度申請が見込まれる予定しておりまして、不足 が見込まれるということで増額をお願いするものです。

続きまして、22節です。在宅福祉事業費補助金返還金。こちらにつきましては、 昨年度、令和4年度の老人クラブ補助金の返還金ということで、6万1,000円を上 げさせていただいているものです。

続きまして、27節介護保険特別会計繰出金。こちらにつきましては、また後ほど介護特会のほうでも説明申し上げますが、介護のほうで令和6年度の介護報酬改定に伴うシステム改修が必要になりまして、その繰出金ということで2分の1をこちらのほうから繰り出していただくということで、15万3,000円を計上させていただいております。

続きまして、老人福祉その他事業10万円です。10節修繕料ということで、当初予 算、窓口予算として20万円を計上しておりましたが、既に修繕を行いまして、今後、 年度末までに不足が見込まれるということで、10万円の増額をお願いするものです。 なお、こちらにつきましては、議会運営委員会の際に20万円で行った事業の内訳を 説明ということでしたので、全部で今までに5つ修繕を行っておりまして、まず康 養園の屋上にちょっと雨漏りがありまして、防水シート、応急的なものになります が、防水修繕ということで行ったものがあります。それから、備品取替えになるの ですが、原ケ崎のくつろぎの家にあるブルーヒーターが故障したということで修理 等を行いました。それから、また康養園になりますが、雨漏りの関係で康養園の玄 関内及び車寄せの上の照明のところに水が入った関係でそちらの照明器具の修繕と いうのを行いましたし、あと同じく康養園のほうで風除室のところの照明も雨漏り の関係で修繕が必要になりましたので、そこの部分を行いました。その後に、最近 になってまた別の箇所、康養園ですけれども、別の箇所の雨漏りがありまして、そ こも応急的に今回修繕を行いました。この康養園につきましては、ちょっと抜本的 に屋上の改修が必要ということで、来年度予算のほうに直す予算を計上させていた だく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

私の説明は以上になります。説明代わります。

教育委員会事務局長(時田雅之君) 引き続きまして、3款民生費、2項児童福祉費、

1目児童福祉総務費682万8,000円の増額をお願いするものでございますが、説明欄のほうをお願いいたします。

まず、児童福祉総務事業ということで372万円の増額についてでありますけれども、ここに書いてあります2節給料、それからページをおはぐりいただきまして、57ページに移って、3節職員手当等、4節共済費、これらにつきましては人事院勧

告に伴う人件費の増額をお願いするものでございます。

続いて、児童福祉総務費その他事業になりますが、310万8,000円の増額になって ございますけれども、こちらは臨時の調理員、管理栄養士、それから保育教諭、看 護師等の報酬改定に伴う人件費の増額をお願いするものでございます。

続いて、2目児童運営費51万1,000円の増額をお願いするものでございますけれども、説明欄のほうをお願いいたします。まず、幼児園運営その他事業ということで33万7,000円の増額。これにつきましては、10節需用費の修繕料になりますが、まず1つ目が調理室の空調の修繕ということで、劣化部品の交換になりますけれども、具体的に申し上げますと膨張弁の取替え、こちらで18万7,000円、それから園舎の中の園児用トイレ2か所の関係で15万円、合わせて33万7,000円の増額をお願いするものでございます。

議案書58ページに移りますが、説明欄のひし形、子育て支援センター運営事業としまして17万4,000円の増額についてでございますけれども、こちらにつきましても1節報酬、3節職員手当等、4節共済費、会計年度任用職員の報酬改定に伴う人件費の増額をお願いするものでございます。

説明代わります。

保健福祉課長(棚橋康夫君) すみません。先ほどちょっと私1つ説明を飛ばしました。申し訳ありません。56ページのほうに戻っていただけますでしょうか。56ページの上の表の一番下のところになりますが、3款1項3目障害者福祉費9万8,000円の追加をお願いするものです。こちらの説明を飛ばしました。

説明欄ですが、障害者自立支援事業 9 万8,000円ということで、12節電算業務委託料です。こちらは、令和 6 年度の障がい者の給付費の報酬改定に伴いますシステム改修が必要となることから、9 万8,000円の追加をお願いすることとなります。すみません。

3款は以上になりまして、ページはぐっていただきまして、58ページの下段、4款のほうをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額415万1,000円の追加をお願いするものです。説明欄ですが、保健衛生総務事業82万3,000円の増額をお願いするものです。まずはじめに、1節保健師報酬と、あと併せてそのページの一番下、3節の職員手当の中の一番下、会計年度任用職員期末手当、それぞれ14万4,000円と3万円につきましては、このたびの会計年度任用職員の報酬の改定に伴います増額分をこちらで計上させていただいております。

それから、2節給料、それから3節職員手当、それからページはぐっていただき

まして、4節共済費、こちらにつきましては人事院勧告及び県の人事委員会勧告に伴います給与改定と、併せまして4節、ちょっとマイナスになっていますが、6月1日付けで人事異動がありまして1名減となったことに伴いますそれらの増減を整理したものを計上させていただいております。

続きまして、母子健康診査事業130万7,000円の増額をお願いするものです。17節検査機器です。こちらは、屈折検査機器、英語でいうとスポットビジョンスクリーナーといいまして、幼児、子どもの視力検査に用いる機械になっておりまして、町でいうと3歳児健診のときに弱視ですとか斜視とか、屈折とか、そういった目の検査を行う機器となります。こちら本来は令和6年度になってから予算を計上しようということで考えておったのですが、このたび県を通じて国のほうの、国、県の補助があるのですけれども、それが令和5年度でもしかしたら国の補助がちょっとなくなりそうだ、令和6年度は補助がつかなくなりそうだという情報がありましたので、今回急遽、今年度12月補正でこちらを計上させていただきまして、そちらを1台購入して3歳児健診等に使っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、その他事業202万1,000円の追加をお願いするものです。こちら27節の国民健康保険特別会計の繰出金ですが、これも後ほど国保特会のほうでご説明をさせていただきます。

説明代わります。

町民課長(本間秀之君) それでは、4款1項3目の環境衛生費になります。72万7,000円の増額をお願いするものでございまして、右側の説明欄をお願いいたします。環境衛生事業で72万7,000円の増額をお願いするものです。

まず、委託料ですけれども、19万9,000円の増額をお願いいたします。こちらにつきましては、再生資源回収処分委託料ということでございまして、ペットボトルの回収、処分に係る処分委託ということでございます。こちらにつきましては、当初今年度の見込みといたしまして昨年の実績から計算しておりましたところ、月平均1,300キログラムで見込んでおりましたが、今年度これまでの実績につきまして年間で推計いたしますと月平均が1,600キロぐらいになりそうだということで、予算額に不足が生じる見込みとなりましたので、増額をお願いするものでございます。理由といたしましては、推測にはなるのですけれども、今年度より実施いたしましたごみ袋の透明化等に伴いまして分別が徹底したためではないかというふうに考えてはおります。

続きまして、18節の負担金補助及び交付金でございます。こちら52万8,000円の増額をお願いするものでございまして、加茂市・田上町消防衛生保育組合の負担金の増額でございます。こちらにつきましては、まず今年度、加茂市・田上町消防衛生保育組合の事務局の体制強化のために人員を増強しようということになりまして、11月1日付けで加茂市からは正職員1名が、兼務ではありますけれども、事務局次長として就任いたしております。田上町のほうからも人員を負担できないかということで話があったわけですけれども、ちょっと人員を派遣することは難しいということでございまして、来年の1月、令和6年1月から会計年度任用職員のほうを1名雇用するということで、そちらのほうの人件費について田上町が全額負担するということになっておりまして、その人件費分といたしまして52万8,000円の増額をお願いするものでございます。

説明を代わります。

保健福祉課長(棚橋康夫君) 続きまして、4款1項5目新型コロナウイルスワクチン接種対策費です。補正額といたしましては、プラス・マイナス・ゼロとなります。予算の節での組替えをお願いするものです。説明欄ですが、新型コロナウイルスワクチン接種事業ということで、現計予算といたしましては国のほうから4月から12月までの予算ということで今計上しておりますが、今後、年度末までの予算を今回お願いするものでして、今までの12月分までの足りる部分を使ってもいいですし、あと不足する分をということでしたので、中で足りている部分と、あと足りない部分ということで今回整理をお願いするものです。

まず、10節消耗品費につきましては、集団接種会場におきます衛生用品等を、今現計予算で足りますので、こちらを59万1,000円の減額をお願いするものです。

続きまして、光熱水費、こちらはコールセンター、それから集団接種会場におきます電気料、ガス代、水道料につきまして不足が見込まれますので、4万9,000円ということで増額をお願いするものです。

11節通信運搬費につきましては、コールセンターの電話料になりますが、5万1,000円をお願いするものです。それから、12節人材派遣委託料、こちらもコールセンターの委託料になりますが、不足が見込まれますので、37万8,000円ということでお願いするものです。

続きまして、13節、次のページに行っていただきまして、まず新型コロナウイルスワクチンWEB予約システム利用料ということで、年度末までに不足が見込まれますので、10万6,000円の追加をお願いするものです。

最後、酸素ボンベ賃借料ということで、集団接種会場に備えております酸素ボンベ、7,000円ということで追加をお願いするものです。

すみません。ここで、議会運営委員会のときに、池井委員さんでしょうかね、ワクチンの今の状況といいますか、そういったのを現状をちょっと説明をということでしたので、今回資料ナンバー2ということでA3の横の紙を用意させていただきました。それで、こちらにつきましては渡辺補佐のほうから説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

保健福祉課長補佐(渡辺絵美子君) 保健福祉課の渡辺です。よろしくお願いいたします。

それでは、社会文教常任委員会、保健福祉課ナンバー2ということで、A3の用 紙のほうで説明させていただきます。新型コロナウイルスワクチン接種に使用する ワクチンの動向というところです。まず、使用ワクチンの流れということで、令和 5年度につきましても春接種、今年の春の5月8日から始まっておりました。その ときには、オミクロン株対応2価ワクチンということで、ファイザー社と武田モデ ルナ社のワクチンを使用いたしました。それから、今現在行っております令和5年 の秋接種ということで9月20日から開始されておりますワクチン接種に関しまして は、XBB株対応1価ワクチンということで、ファイザー社、モデルナ社というこ とで、こちらを使用させていただき、田上町は接種を進めてまいっております。そ れで、11月28日に国のほうから薬事承認されました、こちらもXBB株の対応1価 ワクチンの、日本製の第一三共というワクチンが12月から入荷されるということに なりました。それで、では実際田上町は12月のワクチン以降どのワクチンを使って いくかというところなのですが、下のほうの表を見ていただきたいと思います。ワ クチンの入荷数と使用実績という下の表を御覧ください。下の表の12月のところ、 真ん中からずっと右のほうへ行っていただきまして、12月、接種者数(764人)、こ ちらを見ていただきたいのですけれども、田上町としては12月22日の金曜日と23日 の土曜日、2日間にわたりまして集団接種を行う予定となっております。そちらの ワクチンにつきましては、XBB対応1価ワクチンのファイザー社がほとんど、 1.5日分で、あとの半分の0.5日分がモデルナ社を使用する予定としております。そ れで、令和6年1月以降なのですけれども、こちらにつきましては、国のほうから は第一三共のワクチンを希望すれば入荷というか、支給が受けられるということの 情報も来ているのですけれども、実は田上町はその支給を受けることをしないこと に決めました。というのは、こちらの第一三共のワクチンというのは1バイアルが 2人分しか取れないのです。田上町は、集団接種を主にというか、ほとんど集団接種でありまして、とても1バイアル2人分になりますと使用が倍の、注射器を取るときとか、人数分取れないものですから使いづらいというところと、それから国から支給される66バイアル132人分では集団接種の半日分にも満たないワクチンなのです。そうしますと、例えばこのワクチンをいただいても、1日の接種日で違うワクチンを使用するというのはとても危険なことで、この新型コロナウイルスワクチンが始まったときから同じ日で違うワクチンを使って接種を進めることはやめてくださいということをずっと国のほうから指示されておりますので、そういったことからうちのほう、田上町としては令和6年1月以降の最後の接種まで第一三共ワクチンは使わないということで判断いたしましたので、ご報告をさせていただきたいと思います。

それで、今後の予定なのですけれども、これはまたワクチンの種類とは別ですけれども、田上町の接種体制について、ではどんなふうに3月までなっていくのというところなのですけれども、それにつきましては、現在12月の集団接種の空きが70人分まだ空いているのです。まだ入れるということもありますし、様々なことを勘案いたしますと1月にもう一回集団接種というのはもしかすると無駄が出るかもしれないので、2月10日の土曜日を本当の田上町の集団接種最終日ということで広報をしようと思っています。12月22日の金曜日の全戸配布にて、その日で田上町は終了しますということを全戸配布させていただく予定になっております。

あと、個別接種なのですけれども、個別接種は須田先生のところでお願いしておりまして、1月、2月に木曜日を基本としまして、1月は2日間、2月は5日間お願いしております。こちらのワクチンは、ファイザーをお持ちしてお願いすることにしております。

コールセンターなのですけれども、コールセンターの運営につきましては、2月10日で集団接種も全て終了しますし、須田先生のところも一応2月末で終了いたしますので、コールセンターにつきましても田上町は2月末をもってコールセンターを閉鎖する予定としております。その後の問合せにつきましては保健福祉課にて対応いたしたいと思っておりますので、そのご報告をさせていただきます。

私からの説明は以上です。4款の説明は以上です。説明を代わります。

教育委員会事務局長(時田雅之君) それでは、議案書62ページおはぐりいただきたい と思います。最後、10款になりますけれども、62ページの一番下段になります。10款 教育費、1項教育総務費、2目事務局費70万4,000円の増額をお願いするものでご ざいます。

説明欄のほうをお願いいたします。まず事務局費ということで、1節報酬、ページおはぐりいただきまして、63ページのほうをお願いいたします。内容としまして、いじめ問題調査委員の報酬ということで12万円の増額をお願いするものでございますが、こちらにつきましては、令和5年6月9日、全員協議会でこのいじめ問題調査委員の概要のほうをちょっと説明させていただいた上で、6月補正によりまして増額補正の予算をいただいております。これまで3回の会議を開催しておりまして審議に当たっているのですが、まだ結果にはちょっと到達していないということで、委員長のほうよりもう2回分の会議の開催経費をお願いしたいということで、今回増額のお願いをさせていただいているところでございます。

それから、2節給料から4節の共済費まで、こちらにつきましては、先ほど来ご 説明ありましたけれども、人事院勧告に伴う職員の人件費の増額分をお願いするも のでございます。

それから、8節旅費2万3,000円の増額につきましては、先ほどのいじめ問題調査委員会に伴います委員の費用弁償ということになってございます。

続いて、3目教育振興費1万円の増額をお願いするものでございます。説明欄の ほうをお願いいたします。教育振興費ということで、1節報酬、それから12節委託 料と2つ上げてあるのですけれども、実は令和4年度3月末に田上中学校のスクー ルバスの運転手が急遽辞めることになりました。それで、学校の始業式まで時間的 に余裕がなかったこと、そういったことから人材派遣会社、今1社お願いしている のですが、そこからもう一名運転手のほうを派遣していただき、今スクールバスの 運転業務に当たっております。なのですけれども、スクールバスの運転手のほうは 町立学校の運転が終わってから、ローテーションを組んで三条の月ケ丘特別支援学 校のほうへ送迎をしております。個人委託の方については、報酬でその分の費用を お支払いしているのですが、今回、人材派遣会社からもう一名運転手をお願いした ということで、その特別支援学校の送迎にかかる経費については委託料で手当てを するということになりました。今回、報酬が9万9,000円の減額、それから委託料10万 9,000円の増額ということになってございますが、民間業者へお支払いする関係上 消費税が発生いたしますので、9万9,000円に消費税分を加算した10万9,000円が委 託料として増額となり、9万9,000円の報酬をその分減らすということでお願いす るものでございます。

それから、議案書64ページのほうをおはぐりいただきたいと思います。3項中学

校費、2目教育振興費12万5,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。田上中学校教育振興費、18節の負担金補助及び交付金ということで、部活動の中越・県大会の出場助成ということで同額の12万5,000円の増額をお願いいたすものですが、今般、各中越大会、県大会、それから新人戦等バスを利用しているのですが、そのバスの借り上げ代が高騰しておりまして、今回こちらに書いてあります金額の増額をお願いするものであります。中越大会で8種目、13日間、県大会で2種目、それからほかに通信陸上大会、新人大会8種目等々、吹奏楽の上越での大会も含めまして、こちらのバス代が不足するということから増額をお願いするものでございます。

それから、続いて10款4項社会教育費、1目社会教育総務費14万8,000円の増額をお願いするものでございますが、説明欄のほうをお願いいたします。生涯学習事業ということで、生涯学習係の職員の人件費分となります。人事院勧告に伴う増額ということになってございます。

それから、2目公民館費5万1,000円の増額をお願いするものでございますけれども、説明欄のほうをお願いいたします。交流会館整備事業ということで、17節備品購入費、施設備品ということになってございますが、11月7日の日にコスモ・パワーさんという業者さんのほうから子育で支援に使っていただきたいということで5万円の指定寄附をいただきました。その使途について、今回こちらに書いてあります交流会館の施設備品に充てたいということなのですけれども、具体的に言いますと、月2回程度多目的ホールのほうを子どもたちに開放しております。そこに利用する4輪車、バギー、プラスチック製なのですが、それを2台、それからふわふわした、乗るとぴょんぴょん、ぴょんぴょん弾むローディというのがあるのですが、それを1つ、あともう一つバランス平均台ということで六角形の、もしであれば後で私のところカタログありますので、御覧いただければと思う。平均台があるのですが、そちらをちょっと購入させていただきまして、開放時に子どもたちから利用して遊んでいただきたいということで考えてございます。

それから、議案書おはぐりいただきまして、65ページお願いいたします。10款5項保健体育費、4目学校給食施設費107万4,000円の増額をお願いするものでございますが、説明欄のほうをお願いいたします。

学校給食施設費ということで、1節報酬に関しましては72万6,000円の増額でございますけれども、こちらは会計年度任用職員の調理員の報酬の関係で、報酬改定に伴う増額をお願いするものでございます。

それから、2節、3節、4節につきましても人事院勧告に伴う職員の人件費の増 額、また会計年度任用職員の報酬改定に伴う増額ということでお願いするものでご ざいます。

説明は以上になります。

社会文教常任委員長(中野和美君) 説明ありがとうございました。 ここで暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再 開

社会文教常任委員長(中野和美君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第47号につきまして質疑のある方、ご発言をお願いします。

13番(池井 豊君) 3つ全然違う質疑をするので、まとめてというか、ぜひ答弁して ください。

52ページ、税務総務費で、退職分ってなっていますけれども、説明でしたけれど も、退職者が出たことによる人的な不都合が発生していないのかというか、これか ら確定申告の時期になるのだけれども、これの対応をどのようにやっていくのかち よっと1点。

それから、59ページ、加茂市・田上町消防衛生保育組合負担金で会計年度職員の 話なのですが、これやっぱりよくよく考えるとおかしいです。おかしいというか、 通常ならば職員を1人雇って、1人で2人でもいいです。加茂、田上1人ずつでい ったら2人雇って、2人の人件費を加茂市と田上町で人口分とかで案分してきたの が今までの加茂市・田上町消防衛生保育組合の費用負担の出し方でした。加茂市が 1人人を出したから田上町もう一人人を出してくれって言われて、いや、出せない からっていってその金額を全部持つというのは公平ではないと思います。本来なら ば人を雇って市と町の規模によって案分するというのがこの組合の運営のやり方だ と思うのですけれども、これを田上は人を出せないから1人分の全額を持つという のはこれはふさわしくないと思いますが、いかがでしょうか。

それから、もう一点、63ページ、教育委員会。いじめ問題調査委員報酬ですが、 これは回数の追加ということなのですけれども、当初見込んでいた回数では解決し なかったということで追加なのですから、これをなぜ追加するかということとか、 そこまでの経過をぜひ中間報告という形で出してもらいたいですし、後ででいいで すよ、全協とかで。年度をまたぐようなことになるとまたなおこじれてしまうよう

なことにもなるのではないかと思うので、ここを、せっかくこういう委員まで頼んでやっているわけですので、早急な解決に向けた動きを教育委員会主導でやっていくべきだと思うのですけれども、それについて答弁をお願いします。3つ。

町民課長(本間秀之君) それでは、まず最初に税務係、税務総務事業のほうからになりますけれども、税務係につきまして年度途中で1名退職が出たということで、事務的な影響といいますか、そういった部分になりますけれども、現状のところでは通常の業務については何とか回せているような状況ではございます。ただ、確かに先ほど池井委員おっしゃられたように今後確定申告等の時期に入ってきますので、その部分につきましては例年経営大学に学生等の派遣をお願いしておりますが、その部分等で人員的に増強する形で対応していきたいというふうに考えております。それで、9月の議会のときにその学生分は補正して対応しておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、次が4款のほうの加茂市・田上町消防衛生保育組合の負担金の関係なのですけれども、こちらにつきましては、基本的には池井委員おっしゃられるとおりに、そういった人件費的なものであれば加茂市と田上町と、それぞれの負担率に応じた負担ということでするということになっておったのですけれども、今回この人員の増強につきましては体制の増強ということで、本来加茂市、それから田上町それぞれ1名ずつを人的に負担しようということで当初話が進んでおりました。ところが、今回そういった部分で田上町的には人員を負担できないので、会計年度任用職員で、加茂のほうにいい人がいたということでございましたので、その部分の人件費について田上町が人員を負担できない分だけ負担するということで交渉して、その田上町からの人員の負担を免除してもらったというような形になりますので、ご理解いただきたいというふうに考えております。

教育委員会事務局長(時田雅之君) それでは、いじめ問題調査委員会の関係で答弁させていただきますが、こちらにつきましては、先ほど説明の中でもお話ししましたとおり、今年度の6月9日、全員協議会の中で概要のほうをお話しさせていただきました。当日は非公開でということでお願いをし、こちらのほうからお話をさせてもらった経過もございますので、審議内容の逐一のお話というものについては、お示しすることは今のところ考えておりません。非公開で続けていこうと思っております。その非公開につきましても、委員長のほうから申出もございました。それと被害者と言われるほう、加害者と言われるほうからも一応非公開ということで望まれておりますので、審議内容の公開については今のところ考えてございません。た

だし、池井委員が言われるように、審議の経過についてはどこかでちょっとまとめてご報告する必要があると考えてございますので、今のところ年度内には一応この調査委員会を終えられるということで予定しております。終わった際には、またどういう形になるかちょっと分かりませんが、調査委員会の経緯、経過についてまとめた資料を出させていただきたいと思います。

13番(池井 豊君) 税務職員は分かりました。

それで、会計年度任用職員のことはやっぱり納得できません。だって、加茂市か ら1人派遣するのは兼任ですよ。兼任。ほかの仕事をしながら組合の仕事をすると いう人間を、職員を1人出して兼任でやっているのに、こっちは専門に働く人間の 人の人件費を100%出すというのは全然公平ではないと思います。これはやはり人 を1人組合として雇って案分するということをしっかりやってもらいたいと思いま すし、加茂市の兼任がどの程度、何%働くのかちょっと分かりませんけれども、そ こでも何か無礼ですし、そもそも最初からそういう話がおかしいと思います。人が 足りないならばちゃんとした、できる人を雇う、そして案分するというふうにして いただきたいと思いますし、これ3月までなのですか。3月以降もずっと続くとい うことになると、田上町に対して相当不利益な状態がずっと続くということになり 得ますので、これは佐野町長、副管理者として、負担の割合を決めているのに負担 額に不公平が生じていると議会から言われたでいいので、そこら辺の調整はしっか り図らないと何か、無駄にって言ったらおかしいけれども、田上町の負担が多くな っているという状態が続いてしまいますので、ほかの職員と同じように職員人件費 を案分するというような形に持っていってもらいたいと思います。4月以降どのよ うになるのかとか、その辺の考え方も含めて答弁ください。

教育委員会のそれも、まあまあ分かったといえば分かったなのですけれども、やっぱり一応議会にこうやって何回でやるって言っておいて、それは回数が増えていくということになればそれ相当の報告が必要だと思っておりますので、速やかに報告がなされるように要請しておきます。

以上です。

副町長(鈴木和弘君) 一部事務組合の関係、では私のほうで分かる範囲で説明します。 確かに池井委員がおっしゃるように町だけその分を負担するのおかしいのではないかということでございますけれども、本来であれば令和5年度からそれぞれ職員 をみたいな話を一部事務組合のほうでも、職員体制をしっかりしろというふうな話がありました。ただ、なかなかそういう話が進んでこなくて、実は令和5年の3月、 一部事務組合の議会が終わったときに管理者から話があるということで、副管理者、 町長と、私は当時総務課長でしたから、一緒に話があると。本当であれば令和5年 度から加茂から1人、田上から職員をお願いするところだけれども、急に言っても 田上さんも職員1人一部事務組合のほうに出してくれというのは難しいでしょうか ら、その分は加茂市で何とか対応するので、令和6年度からは1人田上町から派遣 をしてくださいというふうな話をいただきました。町長のほうも分かりましたと、 そういうことであれば令和6年度から職員を1人そちらのほうに派遣をするという ふうな話がありました。ところが、その後、この前全協とかで、加茂市長も来られ たのですけれども、いわゆる一部事務組合の関係でいろいろな問題が出てきたもの ですから、加茂市としてもあそこの職員体制を何とかしなければ駄目だろうという ことで、先ほど町民課長が言ったとおり、加茂市の職員を兼務で、ほぼ、七、八割 はそっちの仕事をさせるということだそうです。そこで、改めて田上からも1人職 員を派遣してくれないかというふうな話がありました。ただ、年度途中ですから、 残念ながら田上は職員は派遣することは難しいという中で、であれば取りあえず、 では会計年度任用職員を、あそこで事務をする職員もいないので、その部分ぐらい は何とか、加茂市のほうでそういういい人がいるので、採用していきたいと、そう することによって本来田上が職員を出さなければいけない部分をそこで何とか面倒 見ていただけないかということで協議があったものですから、私どもとしては職員 が出せないから、分かりました、その分は出しますというふうな話になりました。 ですので、令和6年度どうなるか、恐らく続くのだろうとは思いますが、正式には まだ決まっていませんけれども、確かに池井委員がおっしゃるとおり本来は消防衛 生組合でそれなりの職員を採用して、それなりに加茂と田上で案分するふうなのが 本来なのかもしれませんけれども、急遽そういう事情が変わって、どうしても職員 を、体制を整えなければいけない中で協議をした結果、その会計年度任用職員分に ついては田上町が負担をするという形になりました。ですが、今後どうなるかはま た分かりません。正式的にまた仕事がどんどん始まっていけば町のほうからも職員 を派遣してくれということが出てくるかと思いますが、その辺はまた今後管理者で ある加茂市長と副管理者である田上町長が協議をした中で職員の派遣が必要であれ ばそういう形になってくると思いますが、今回はどちらかというと急遽いろいろの 問題が出てきたものですから、加茂市としてしっかりと職員体制を整えた中で今一 部事務組合で抱えている問題を含めた中で協議を進めていかなければいけないと、 1年間猶予を下さいという中で、事務をしていく中で、どうしてもそういう体制を

整えたいというふうな申出が管理者である加茂市長から副管理者の田上町長に来ましたので、今回はそういう形で田上のほうがその分は面倒を見るという形になりましたので、お願いしたいと思います。

以上です。

- 13番(池井 豊君) 事情はよく分かります。理解します、事情は。事情は分かるけれども、これどう考えてもおかしいということはやっぱり認識してください。例えば加茂市の職員で30万円給料をもらっている人、田上で30万円給料をもらっている人を1人ずつ派遣して組合やらせるっていったら、50%、50%の各市と町の負担で組合を運営する人材を出しているということになってしまいます。本来ならば組合で人を2人雇って、30万円、30万円で60万円だったら60万円のうちの、人口割にするのか、何割合にするのか、案分をして、その分を負担するというのが正しい組合の運営と運営比率だと思います。ですから、これはぜひ管理者に言ってください、そうやって。そういう不公平と言ったら変な、不条理、いや、違うな、不文律、何になるか分かりませんけれども、割合が50対50になってしまうので、これは案分の考え方で行ってくれと議会から言われましたというふうにぜひ申して、この割合が不平等になっているところを是正してもらいたいと思います。いかがでしょうか。
- 副町長(鈴木和弘君) 確かに池井委員がおっしゃる部分はよく分かります。恐らく今は加茂が兼任で出している、町は負担していないはずなのです。加茂が全額出しているので。その部分はお互いだなと思うので、来年度以降、それ例えば専任になれば今おっしゃるとおりなのです。池井委員がおっしゃるとおりに、加茂、田上負担するわけだから、この分はやっぱり加茂と田上で案分していくべきではないかという考え方だと思いますので、了解しました。
- 2番(轡田 禎君) 新型コロナウイルスワクチン接種のこの資料のことで質問させて いただきます。
 - 3つ質問いたします。さきの議会で、田上町の新型コロナワクチンの健康被害の申請が1名という話がありましたが、その方の年代と症状を教えてもらいたいです。
 - 2点目ですが、死亡等で被害申請をする場合に、これ死亡された方の配偶者もしくは同一生計の遺族という縛りがありまして、そうではない場合は申請できないのですけれども、もしそういったことで、相談はあったけれども、ちょっと条件に合わないかなというので進まなかった例があるのかどうか、これが2点目。
 - 3点目、ちょっと表の見方なのですけれども、この表を見ると使用のワクチンの流れが、追加接種が令和6年4月以降が第一三共に切り替わるのは分かるのですけ

れども、その下の初回接種のXBB対応1価ワクチン、ファイザー、モデルナは、 これはずっと令和6年4月以降もこのまま続くというふうに見ていいのでしょう か。この3点。

保健福祉課長(棚橋康夫君) まず、最初の健康被害の方の年代、症状なのですけれど も、今田上町1件でして、しかも申請中ということで、この場で今その年代と症状 というのはちょっと回答を差し控えさせていただきたいと思っております。

それから、2番目の死亡した場合の申請、なかなか条件が合わずに申請に至らなかったケース、相談があったのかという件につきましては、そういった相談はございません。

それから、接種のワクチンの種類と体制はこのまま令和6年4月以降も続いていくかという部分でしょうか。こちらにつきましては、はっきりとまだ国のほうからは来ておりません。当初は第一三共の国内ののがこの時期に出てきて、そっちで進んでいくのかなとこっちは勝手にというか、考えていた部分もあるのですが、ただその部分については令和6年度以降どういったワクチンを使っていくかというのは、国のほうからはっきりとは示されていませんので、ちょっと今現在は承知していないところです。

以上です。

2番(轡田 禎君) 承知しましたが、1点目の現在申請されている方、年代、症状をなぜ気にしているかというと、新潟市はホームページに公開していまして、私が見た限り約70件ある報告数の約半数以上は50代以下の実は若い方に集中しています、副反応が。ですので、個人情報がというのは分かるのですけれども、その年代、症状がどの年代にどのような症状が出ているかというのは非常にこれから受ける方にとっても重要な情報になりますので、今後ちょっと検討していただきたいと思います。

以上です。

11番(今井幸代君) 議案書の59ページ、母子健康診査事業、屈折検査機器を導入するということで、これで弱視等の発見率の高まりも期待できるのかなというふうに思っています。導入が決まって大変うれしいなと思って歓迎をしています。ありがとうございます。実際に機器を購入して、担当職員の方の使い方の研修ではないですけれども、そういったデモ等を行っていただいて、実際にこれが健診で使われていく時期というのがどの時期になるのか、どの時期から屈折検査を用いた健診が始まるのかという時期を教えていただければなと思います。

2点目が、ちょっと池井委員の質疑と関連するのですけれども、いじめ問題の3回で当初見込んでいたものが2回追加になるということで、どういった背景なものなのか。例えば新たな、当初教育委員会のほうで取りまとめていたその内容よりさらに何か調査やヒアリングが必要になって回数が必要になったということなのか。どういった背景から回数が必要になったのかみたいな、答えられる範囲で構わないので、その辺りもう少し説明がいただけるとありがたいなと思うのですけれども、どんなでしょうか。

- 保健福祉課長(棚橋康夫君) 1点目の屈折検査機器につきましては、今議会で補正認めていただいて、それから購入の手続になりますので、金額からしてそれなりに入札、これから業者等も確認してからになりますので、今年度中には入って、来年度からは間違いなく使えるのですが、今年度ちょっと、実際機器がすぐ入るかとか、そういった部分もあるので、体制でき次第使用を始めたいと思いますが、もしかすると来年度当初からになるかもしれないというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 教育委員会事務局長(時田雅之君) 今井委員よりご質疑いただきましたいじめ問題調査委員会の関係ですが、当初我々のほうで委員会のほうにお願いしてあった調査項目、それらを審議する中で、新たに追加で調査をすることが必要だと思われるものが出てまいりました。それらについては、対象者への聞き取り、それから聞き取った後の報告と、それぞれ会議1回ずつかかりますので、そういったことからちょっと会議の回数が増えたということになってございます。先ほども池井委員のご質疑の中でお答えさせてもらいましたが、一応この2回の会議の費用をいただいたことによって年度末までにまとまる予定でおります。一応そういうことで調査委員会の委員長ともお話ししてありますので、こちらの調査結果がまとまりましたら経過のほうをどこかのタイミングでお示ししたいと思っております。
- 社会文教常任副委員長(渡邉菜穂美君) 59ページの母子健康診査事業の子どもの視力 検査の機器についてなのですけれども、3歳児の健診の際に使っていくかと思うの ですが、実はうちの息子が、次男なのですけれども、内斜視で3歳時に手術をした という経験がありまして、もし希望すれば2歳時とか2歳半とかで検査をできると か、そういうことは考えていらっしゃったりするでしょうか。
- 保健福祉課長(棚橋康夫君) 今は3歳児健診のときにということで考えておったので すが、今のご意見といいますか、ご質疑も内部でまた検討させていただきたいと思 いますので、今すぐちょっと答えが言えませんけれども、そういうことでよろしく

お願いいたします。

社会文教常任委員長(中野和美君) そしたら、私のほうから1点質疑をさせてください。

ワクチンの件なのですけれども、この資料からちょっと質疑させていただきます。 国産の第一三共のワクチンは1バイアルから2人分しか取れないということです と、まず注入量が多いのかという点をまず1点。

そして、国は田上町であっても半日しかもたないような数量を支給できないというのは、田上町だけではなくて、どういう各市町村に出し方をされていて、田上町でもこの数字で、66バイアルでは足りないということなのですが、ほかの市町村にもあり得ることなのかなと思っています。田上町への出し方、どのような出し方でこの66バイアルなのかというのもちょっと分かりましたら教えてください。

保健福祉課長(棚橋康夫君) まず、接種する量は基本的には同じ程度です。

国からの配分の量につきましては、国が人口ですとか、多分接種割合とかその辺を見た中で国のほうから示した配分になりますので、それで田上町は要するにそんなに多くは多分まだないということでだと思うのですけれども、田上町にはこの分が示されているということになりますので、そういったことになります。

社会文教常任委員長(中野和美君) ありがとうございます。せっかく国産のワクチンが出ているのに田上町でも使えないというのはどういうことなのとちょっと疑問になりましたので、質疑をさせていただきました。特にそういう何か割合があっての支給なのでしょうけれども、ちょっと不思議だなと思ったので。ありがとうございます。

それでは、ほかに質疑ないようですので、議案第47号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第49号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長(本間秀之君) それでは、議案書87ページをお願いいたします。議案第49号 令和5年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳 出の総額に歳入歳出それぞれ4,236万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出 それぞれ12億8,636万9,000円とするものでございます。

それでは、議案書の92ページお願いいたします。まず、歳入でございます。3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金でございまして、補正額といたしまして3,710万円の増額をお願いするものでございます。こちらに関しましては、

普通交付金といたしまして、町から医療機関にお支払いする療養給付費、それから高額療養費等の原資となるもので、県からの交付金になるわけですけれども、こちら歳出のほうであります療養給付費、それから高額療養費等の増に伴うことになってございますので、お願いいたします。

それから、5款繰入金、1項1目一般会計繰入金でございます。補正額185万5,000円の増額をお願いするものでございます。まず、1節の保険基盤安定の保険税軽減分になります。医療給付費分といたしまして68万7,000円の減、それから介護納付金分といたしまして1,000円の増というところでございますが、こちらに関しましては、今年度算定の結果、軽減対象人数が減少となったことに伴いまして68万7,000円、人数といたしまして42人分が減になったということでございまして、こちらの金額。それから介護納付金分に関しましては対象人数が1名増になったということで1,000円の増というようなことでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、2節保険基盤安定の保険者支援分になります。こちら49万1,000円の増額をお願いするものでございます。こちらに関しましても保険基盤安定の繰入金で医療給付費分でございますけれども、こちら41万9,000円の増ということでございます。こちらに関しましても先ほどと同様なのですけれども、軽減対象については減になってございます。しかし、こちら算定基準の中に1人当たりの保険税額というものも算定の数値として入ってきておるわけですけれども、そちら保険1人当たりの保険税のほうが増額になっておるといったような影響でございまして、こちらが41万9,000円の増というようなことになってございます。

それから、介護納付金に関しましても同様の理由でございまして、7万2,000円 の増というようなことでございます。

それから、3節の未就学児均等割の保険税繰入金です。こちらに関しまして2万9,000円ということで、今年度、本算定によりまして未就学児の均等割軽減した分の繰入金の額が確定したことに伴いまして、こちらの金額を繰り入れるといったものでございます。

それから、5節事務費繰入金でございます。3,000円の減額をお願いするものでございまして、こちらに関しましては、マイナンバー普及用チラシの関係の事業が国庫補助の対象となったため、事務費等への繰入れを一般会計から繰り入れる必要がなくなったために減額をいたすものでございます。

次に、財政基盤安定化支援事業費繰入金でございますが、202万4,000円の増額を

お願いするものでございます。こちらに関しましては、国よりの通知によります交付税算入分といたしまして、保険者の責めによらない減収補填分ということでこちら通知がございましたので、その分増額になっているといった状況でございます。

1ページおはぐりいただきまして、93ページをお願いいたします。2項基金繰入金、1目国民健康保険財政調整基金繰入金でございます。こちら補正額といたしまして238万3,000円の減額をお願いするものでございます。こちらに関しましては、今回の補正に伴います財源調整ということで減額をお願いするものでございます。

続いて、6 款繰越金、1項1目の繰越金でございます。579万4,000円の増額をお願いするものでございますが、こちら令和4年度から令和5年度への繰越金の金額を全額予算化するものでございまして、今回この金額を増額させていただくということでございます。

それから、歳入の最後になりますが、8款国庫支出金、1項1目制度関係業務事業費補助金ということで、こちら3,000円の増額をお願いするものでございますが、こちらは先ほど事務費繰入金のところで申し上げましたけれども、マイナンバー普及関係のチラシ封入等の事業に係る事業費が国庫補助金の対象となりましたので、こちらのほう3,000円を増額するといったものでございますので、よろしくお願いいたします。

次に94ページ、歳出をお願いいたします。 1 款総務費、 2 項 1 目賦課徴収費でございます。こちら補正額といたしまして46万7,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほう賦課徴収費で、電算業務委託料ということで46万7,000円増額をお願いするものでございますが、こちら先ほどの条例のところでもございましたけれども、産前産後の国民健康保険税の軽減を実施するために必要なシステム改修を委託するための経費ということで、増額をお願いするものでございます。

続きまして、2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費でございます。 こちら2,300万円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうになりますが、療養給付費ということで2,300万円でございます。こちらに関しましては、主な要因といたしましては今年度、件数及び額に関しまして、医療費の額になりますけれども、こちらが当初見込んでいた数字よりもかなり増になっているということでございますので、不足が生じるおそれがあるということで増額をお願いするものでございます。理由といたしましては、現在分析しているところでは、今年度入院、それから手術などに伴いまして、複数月にまたがりまして高額な治療等が実施されていることに伴う医療費が増えているといった状況が見てとれますし、またその治 療、手術というのが主にがんの手術ということになるわけですけれども、その後の 治療に伴いましていわゆる高額な薬剤の使用ということで、以前にも話題になりま したオプジーボ等の薬剤が使用されている関係で医療費が増額になっているという ような状況でございます。

それから、5日審査支払手数料でございます。こちら10万円の増額をお願いするものでございます。こちらに関しましても、審査支払手数料ということで医療費の医療件数が、診療件数が増えたことに伴いまして増額をお願いするものでございます。年間の見込みといたしまして、当初見込んでいたものよりも約1,100件ほど増になっているというような状況でございますので、お願いいたします。

1ページおはぐりいただきまして、95ページをお願いいたします。2款保険給付費、2項1目の一般被保険者高額療養費でございます。こちらも1,400万円の増額をお願いするものでございます。こちらに関しましても、先ほど療養給付費のほうでもお話しいたしましたけれども、療養給付費と同様の理由ということで、件数及び額が増になっていると。そういった関係で高額な手術、それから治療等が行われている件数が増えているというような関係で、今年度の不足が見込まれるということで増額をお願いするものでございます。

それから、6款の諸支出金でございまして、1項5目償還金でございます。246万円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうですけれども、22節償還金利子及び割引料ということで、過年度分の税外収入償還金でございまして、246万円。こちらに関しましては、令和4年度の保険給付費交付金等につきまして精算を行った結果、返還が生じましたので、返還を実施するものでございます。

それから、最後になりますが、2項繰出金でございます。1目一般会計繰出金で234万2,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄ですが、一般会計繰出金ということで、234万2,000円でございます。こちらに関しましては、令和4年度の事務費の精算に伴いまして一般会計にお返しする必要が出ましたので、こちらのほう増額させていただいて一般会計に返還するといったものでございます。

私からの説明は以上になります。

社会文教常任委員長(中野和美君) ありがとうございました。

説明が終わりました。ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。 ご質疑のある方、ご発言願います。

13番(池井 豊君) 94ページのところの一般被保険者療養給付費2,300万円のところ なのですが、私は国保会計は非常に健全な会計で、余裕があって、これからもしば

らくいいなと思っていたのですが、今回のこの項目、2,300万円出てきているわけです。それで、オプジーボについて私もちょっと調べてみました、聞いたので。当初は月300万円かかって、年間3,800万円の治療費がかかるということで、がん保険で先進医療か何かの保険でも入っていないと治療を受けられないような高い薬だったのですが、それが今はちょっと金額が下がって年間1,090万円ぐらいになっていて、3割負担で300万円で、高額医療費ということで60万円の自己負担でこれが飲めるということらしいのですが、これはまず間違いないかというのを1つと。あとそうなった場合、国保からは1年間この薬を使った人には1,000万円を超える費用が出てくるというふうな形になるのですが、今後こういうふうな傾向になっていくのかどうかという、ちょっとこの傾向を聞きたいと思います。

以上、お願いします。

町民課長(本間秀之君) では、質疑にお答えします。

まず、オプジーボ、細かい数字までは私も分からない、はっきり覚えていないので、幾らだというのまではちょっと申し上げられませんけれども、確かに今池井委員がおっしゃられたような形で、全体の医療費に対しては、保険適用ですので、通常であれば3割負担、そこから飛び越えた部分で高額療養費が適用されるという考え方で間違いはございません。

それから、今後の見通しなのですけれども、私どもも今回、今年度医療費を見ていく中で、かなり例年に比べて高くなっていっているというところがございまして、では何が原因なのだろうねということでちょっと調べていた中で、特徴的なものとしてこういった高額な薬剤を使用した治療というのが見えてきました。ただ、私が見ている限りでは、それをずっと続けているというよりも二、三か月に1回とかそのぐらいなので、それが掛ける12になるかどうかというとちょっと違うような気はしていますけれども、また実際どのぐらいの期間使用しなければならないかというのも私どもでもはっきりとは分かりませんので、ただ人数そのものは若干増えて、そういう薬剤が使用される人数は増えてはいるのかなというふうには考えてはいます。

11番(今井幸代君) 池井委員の今ほどの質疑と関連するのですけれども。町内でがんに罹患される方というのも多いですし、実際問題にオプジーボのほうで投与できる対象がんというのが決まっていて、法律上1年以上は投与できないということに現在なっているようですけれども、それでも2次治療、3次治療の方、平均3か月、5か月程度治療をされていて、まだ服用しているというようなことで、今後その平

均期間というのは延びるのだろうというふうにも言われています。この薬が認知を されて広がっていくと、当初1次治療して基本的には取るという、外科手術等がま ずはメインになると思うのですけれども、その後放射線治療に行って、なかなかそ ういったところが難しいとなると今度薬物治療のほうになると思うのですが、オプ ジーボが認知をされて、使われる機会というのは恐らく今後増えていくのだという ふうに思います。そういった中で、薬価が下がればいいのですけれども、なかなか そうならない場合に、国保に与える影響というのはやっぱりこの給付費非常に大き くなってくると思うので、せっかく安定した財政運営をしていて、保険料のほうも 引下げを考えているというような担当課の話もある中なので、この辺りの推移をし っかり見ていっていただきたいなということと併せて、早期発見、早期治療、がん に関してはやっぱり早い段階で見つけて早めに取っていくというのが一番なのかな というふうに思いますので、AIを使った健康診断とかいろいろ担当課やっていま すけれども、早期発見、早期治療に向けた取り組みの加速ではないですけれども、 そういった高額な医療に行かないようにするための手当てというのもさらに必要に なってくると思いますので、この辺りは担当課でしっかりと検討を進めていただき たいなと思いますが、いかがでしょうか。

町民課長(本間秀之君) まず健診の関係ですけれども、そういった部分につきまして は保健福祉課、がん検診等々も連携しながら、そういった重症化をしないようにして、早期発見、早期治療というのにつながるように、そういった啓発等はしていき たいというふうに考えております。

また、先ほどの薬の関係につきましては、我々も今回、今年度に入って急に医療費が上がってきた部分がありましたので、その辺で何でだろうねというのもあったので、ちょっと調べてみたらそういった傾向があるというのが今回分かりました。また、昨今テレビ等のニュースでは、今度はアルツハイマーの関係の治療薬であるとか、そういったものも新薬として出てくる。新薬が出てくるとどうしても薬剤費が上がるという部分は見込まれますので、そういった部分についてもちゃんと注視しながら運営に努めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長(中野和美君) ほかにありませんか。

ないようですので、議案第49号に対する質疑は終了します。

次に、議案第50号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

保健福祉課長(棚橋康夫君) それでは、議案第50号、96ページのほうをお願いいたし

ます。令和5年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)です。歳入歳出 それぞれ107万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,307万8,000円とするものです。

101ページの歳入のほうをお願いいたします。5款繰越金、1項1目繰越金です。107万8,000円の追加をお願いするものです。今回の補正財源として繰越金を充てるものです。なお、今回この補正後に、繰越金の残高といたしましては499万4,000円程度がまだ残っておりますので、これは年度末のほうまでにこちらのほうを計上する予定となっております。

続きまして、102ページの歳出になります。1款1項1目一般管理費、同じく107万8,000円の追加をお願いするものです。説明欄ですが、訪問看護事業ということで、まず人事院勧告並びに県の人事委員会勧告に伴いまして職員の給料、職員手当、共済費、2節、3節、4節のほうをそれぞれ増額をお願いするものです。それ以外としましては、3節職員手当の中の時間外勤務手当55万円の追加をお願いするものです。こちらにつきましては、土日、祝日の訪問件数がどんどん増えておりまして、令和5年に入りましてからも5月から日曜日の訪問を希望される方がいらっしゃったり、そういったことで土日の訪問がちょっと増えた関係で増額をお願いするものです。

それから、最後の10節需用費の燃料費になりますが、こちらガソリン代ということで2万5,000円の増額をお願いするものです。こちらにつきましては、加茂市の方のほうにも訪問がちょっと増えている関係で、昨年度において月10件程度加茂市の方のところへ訪問する件数が増えている関係でガソリン代の増額をお願いするものです。

説明は以上になります。

社会文教常任委員長(中野和美君) 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発 言願います。

ないようですので、議案第50号に対する質疑は終了します。

次に、議案第51号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

保健福祉課長(棚橋康夫君) それでは、議案第51号、109ページのほうをお願いいたします。令和5年度田上町介護保険特別会計補正予算(第2号)です。歳入歳出それぞれ1,203万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億4,246万2,000円とするものでございます。

114ページ、歳入のほうをお願いいたします。 3 款 2 項 6 目介護保険事業費補助金28万円の増額をお願いするものです。説明欄ですが、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業ということで、システム改修に係る補助金になりますが、こちら内訳としては2つありまして、1つが令和6年からの第9期計画に伴います様々な改修ということでシステム改修、それからもう一つが令和5年、今年度の6月からの制度改正に伴うシステム改修分ということで、歳出のほうは当初予算で上げておったのですが、歳入のほうが補助金が決定しましたので、今回歳入のみをこちらで上げさせていただいております。その合計が28万円となっております。

続きまして、7款1項5目その他一般会計繰入金15万3,000円の増額をお願いするものです。説明欄ですが、こちら事務費繰入金ということで、こちらも今ほどの3款国庫支出金と同じように、システム改修に対する繰入金を一般会計のほうから繰り入れていただくことで、それぞれ今申し上げた2つの補助のものを繰り入れるのですが、1つ目のほう、令和6年からの改修のものにつきましては、今回こちらで21万7,000円だということで計上いたしまして、2つ目、令和5年の6月に既に6月からの改正に伴うものということで当初予算に上げておったものの分につきましては、国の補助が決まっていませんでしたので、丸々一般会計から出していただいていたものを、今回国の補助がつきましたので、丸々一般会計から出していただいていたものを、今回国の補助がつきましたので、その分を戻すといいますか、相殺しまして、トータルで15万3,000円の繰入れをお願いするものです。

続きまして、7款1項1目介護給付費準備基金繰入金1,160万2,000円の増額をお願いするものです。こちらにつきましては、今回の補正財源といたしまして基金からの繰入れをするものですが、今回この額を繰り入れた後の補正後の残高といたしましては2億2,040万円ほどの基金残高となりますので、よろしくお願いいたします。

歳入は以上になりまして、歳出、115ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費43万3,000円の増額をお願いするものです。説明欄ですが、一般管理費の中の12節電算業務委託料ということで、今ほど歳入で申し上げましたが、令和6年度からの第9期計画に伴うシステム改修費ということで、43万3,000円の増額をお願いするものです。

続きまして、2款1項2目地域密着型介護サービス給付費560万7,000円の増額をお願いするものです。説明欄になりますが、こちら18節地域密着型介護サービス給付費ということで、地域密着型サービスに係る給付費に不足が見込まれますので、増額をお願いするものです。

続きまして、116ページですが、2款2項1目介護予防サービス給付費266万円の増額をお願いするものです。説明欄になりますが、18節介護予防サービス給付費ということで、こちら予防、要支援、支援に係る給付費の増額をお願いするもので、要支援の認定者が令和4年9月と令和5年9月を比べますと40名ほど、135名が175名ということでちょっと要支援の方が増えている関係もありまして、歳出に不足が見込まれますので、増額をお願いするものです。

続きまして、3目介護予防福祉用具購入費51万2,000円の増額をお願いするものです。説明欄、18節ですが、介護予防サービス給付費ということで、こちらも今ほどの内容と同じに、要支援者が増えている関係で不足が見込まれますので、増額をお願いするものです。

それから、最後、2款4項1目高額介護サービス費282万3,000円の増額をお願いするものです。説明欄になりますが、18節高額介護サービス費ということで、こちらも給付費に不足が見込まれますので、こちらの額を増額をお願いするものです。説明は以上です。

社会文教常任委員長(中野和美君) 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発 言願います。

ないようですので、議案第51号に対する質疑は終了します。

これから承認第8号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。 しばらくにしてご意見がありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第42号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。 しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第42号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり決定しました。

これより議案第43号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。 しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第43号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第46号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。 しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結します。

これより議案第46号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第47号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。 しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結します。

これより議案第47号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第49号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。 しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第49号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第50号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。 しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第50号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第51号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。 しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第51号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり決定いたしました。

これで町長提案の議案審査は全て終了いたしました。請願の審査が残っています。 時間も押していますので、休憩を挟まずに。

(何事か声あり)

社会文教常任委員長(中野和美君) では、資料を頂けるということですので、一旦自 席で休憩していただきたいと思います。

午前11時46分 休憩

午前11時50分 再 開

社会文教常任委員長(中野和美君) それでは、会議を再開いたします。

請願第4号を議題といたします。この件につきましては、髙橋議員が紹介議員に なっていますので、説明をお願いいたします。

14番(髙橋秀昌君) 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助 成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願について、紹介議員でありま すので、若干補足説明を付させていただきたいと思います。

請願趣旨については、既に皆さんのとこに事前にお配りをしてあるわけでありま すので、そこについて細かく説明することは避けたいと思います。私が私学助成の 資料集というのは各会派には渡しておりますので、各会派を通じて皆さんのところ に行っているという前提で若干の説明をさせてもらいたいと思います。今日初めて 見られる方もいるかもしれませんので、これを全部説明すると1時間以上かかりま すし、私も詳細について説明することができるかというとできません。大まかなと ころで説明させていただきたいと思います。

この資料は、全て載せているわけではないのですが、私の知るところによれば過

去に、相当前なのですが、恐らく20年以上前の話だと思うのですが、私学の子ども たちへの支援ということで新潟県が全体で署名運動が行われて、当時の県知事に署 名をしたというのは記憶にあります。その後、その署名の影響もありまして一定の 補助が上がったわけですが、さらにその後、最近ですが、国が年収590万円未満と いいますか、未満の人たちに直接的に就学支援金を交付するようになったために、 いわゆる学費といいますか、授業料自体は私学の場合も含めて、私学もほとんど今 なくなったと言ってもいいと思うのです。ところが、当時国が就学支援金を出した 後に、全国の約6割の自治体に県はさらにプラスしたのだ。国がプラスするのだか ら県もプラスしなければないということでやったのだけれども、残念ながら新潟県 は若干支援を減らしたという経緯があります。そういうことから、今回、私学の子 どもたちの支援のためにということで請願が上がってきました。この件は恐らく昨 年も同じではなかったかなと思っています。それで、この人たちのをずっと読んで みて感じるのは、公立高校に行く子どもたちも私立に行く子どもたちも同じような 負担で行かれるように改善してくれということなのだなということを感じました。 私立は特徴的な教育をするという側面があるのですが、子どもたちにとって入学金 や施設費などの負担で学校に行けないという事態を少しでも改善してほしいという のが、この請願の趣旨だというふうに受け止めました。ぜひ皆さん、審議されて賛 同いただきますことをお願い申し上げまして、私の説明を終わらせてもらいます。

社会文教常任委員長(中野和美君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番(池井 豊君) 私は、まあまあ基本的には賛成するのですが、最近ちょっと疑義がある、これから先疑義があるなというようなのが、具体名出して申し訳ないですけれども、帝京長岡高校なんかはCMスポット流して新入生の募集をしています。そんなCMにかけるお金があるのだったらほかのところに使ってもらいたいし、帝京長岡や開志学園、私立高校は外国人特待生を何人も取って、授業料を無料にして、サッカーだとか、野球は違うのか、バスケットとか、そういうのにお金を使っているわけです。それで全国大会に出場できる常勝校になっているわけです。そういう高校に一般生徒が入学すれば、甲子園に行けたり全国大会に応援に行けたりとか非常に、言い方おかしいけれども、いい思いができるというか、そういう部分が多々目立ってきていると思っています。何かそういう全国大会に行くのはもう独占されているというか。そういう高校に対しては多分に、多分にではなくて見ていて分かるのですが、設備はいいです。例えば帝京長岡なんか行くと人工芝のサッカー場が

あって、ナイターがついているとか、そういう設備がいい状況で、ここの中にも設備費がかかりますというような文言もあるのですけれども、公立高校よりもいい設備を持つような状況をつくっておきながら設備費がかかりますよというのもちょっと、公立との別な意味での格差、お金の問題ではない、優遇されているというかな、そんな状況が何かあるように最近ちょっと、有名私立ばかり、優遇されているなんてはおかしいのだけれども、そんな気がしてしまいますので、今後請願出すときにそういう内容も踏まえたような内容にしていただけると賛成しやすいと思いますので、ぜひ配慮していただきたいというようなお願いもちょっと添えておきます。何か答えがあればお願いします。

14番(髙橋秀昌君) 池井委員のおっしゃることについてはすごく理解できます。ただし、そうした高校は極めて全国に、全国大会へ出るっていっぱい私立が多いのだけれども、全国的には私立の中で極めて少数なのだということなのだ。もう一つは、資本主義社会の中で、さらに子どもたちが減っていくところでは、そうした一部の私立高校が思い切ってお金を使って大前転して、施設もよくして、お客というのは正しくないな、生徒を集めたいと。そして、そこにはではどれだけの負担があるかというと、ほとんど卒業生とか、あるいはスポンサーである企業なんかの資金が入っているのではないかと思われます。これは、あくまでも私が調査したものではなくて、これまでの報道などによるものに対する私の主観なのです。あくまでも主観です。今大切なものは、そうした特殊な私立高校ではなくて、そうでない、極論言いますと私たちの町の暁星高校ありますよね。こういった言わばいわゆる公立でなくて私立を選んだ子どもたちに対してやっぱり支援をしてほしいというふうに受け止めていったらいいのでないのかということを添えておきたいと思います。

社会文教常任委員長(中野和美君) ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論いたします。討論のある方、ご発言願います。

討論なしと認めます。

お諮りいたします。本請願を採択することに異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第4号は採決と決定されました。

それでは、意見書(案)を配付願います。

(意見書(案)配付)

社会文教常任委員長(中野和美君) 意見書(案)を配付いたしました。意見書の内容 についてご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。

異議がありませんので、この意見書の内容で本会議に提案いたします。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

午後零時00分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和5年12月13日

社会文教常任委員長 中 野 和 美